

パワーフレックス大口定期預金商品説明書

(2026年2月27日現在)

1. 商品名	パワーフレックス大口定期預金
2. 販売対象	パワーフレックス口座をお持ちの個人のお客さま
3. 預入期間	<p>1ヵ月以上3年以内</p> <p>定型方式(1ヵ月、3ヵ月、6ヵ月、1年、2年、3年)の場合:</p> <ul style="list-style-type: none"> ○満期日は原則として預入期間(月)に応じた、預入日の応当日とします。 ○預入日が月末日の場合または預入日の応当日が存在しない場合には、預入期間(月)に応じた、預入日の属する月の応当月の末日を満期日とします。 ○自動継続(元利継続型)をお選びいただくことはできません。 <p>定型方式以外の場合:</p> <ul style="list-style-type: none"> ○満期日は預入時にお客さまにご指定いただきます。 ただし、2026年9月1日以降の満期日をご指定いただくことはできません。 ○自動継続のお取り扱いはできません。
4. 預入方法・取扱通貨・最低預入金額・預入単位	<p>(1)預入方法 一括預入。ただし、お客さまのパワーフレックス口座の円普通預金からの振替入金に限ります。</p> <p>(2)取扱通貨 円</p> <p>(3)預入金額 1,000 万円以上</p> <p>(4)預入単位 1 円単位</p> <p>●2026年5月29日をもって、新規の預け入れを停止いたします。</p>
5. 満期処理方法	<p>●定型方式の場合:</p> <p>以下の2つの方法のうち預入時に選択いただいた方法が適用されます。ただし、預入日が2026年2月27日以降となる場合には元利継続型を選択できません。</p> <p>元利継続型から自動解約型への変更は、店頭では満期日の前銀行営業日の窓口営業終了時間まで、パワーコール(テレフォンバンキング)では満期日の前日まで受け付けいたします。自動解約型から元利継続型への変更はできません。</p> <p>元利継続型・・・利息を元金に組み入れ、預入時にお客さまにご指定いただいた期間にてそのまま継続します。ただし、満期日が2026年9月1日以降に到来する場合には、元利継続せず、当該満期日に元金・利息ともお客さまのパワーフレックス口座の円普通預金に入金します。</p> <p>自動解約型・・・満期日に元金・利息ともお客さまのパワーフレックス口座の円普通預金に入金します。</p> <p>●定型方式以外の場合:</p> <p>満期日に元金・利息ともお客さまのパワーフレックス口座の円普通預金に入金します。</p>
6. 利息	<p>(1) 適用利率</p> <ul style="list-style-type: none"> ●預入時の店頭表示の利率(約定利率)を満期日まで適用します。 ●具体的な利率については、窓口またはパワーコールなどにてお問い合わせください。 <p>(2) 利払頻度・支払方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ●満期日に一括して、上記5. 記載のいずれかの方法により支払います。 <p>(3) 計算方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ●預入日から満期日の前日までの日数につき、付利単位を1 円とし、1 年を365 日とする日割計算とします。端数は切り捨てます。
7. 満期日以降の利息	<p>満期日以降にお客さまに払い戻された元利金にかかる利息については、お客さまが選択された満期処理方法に応じて、次のとおり取り扱います。</p> <p>元利継続型・・・継続期間に対応するこの預金の継続日における店頭表示の利率を適用することにより計算されます。利払頻度・支払方法、計算方法については、上記6をご参照ください。</p> <p>自動解約型・・・お客さまのパワーフレックス口座の円普通預金に入金後、円普通預金利率を適用することにより計算されます。利払頻度、計算方法については、パワーフレックス口座の円普通預金の商品説明書をご参照ください。</p>

8. 中途解約の取扱い	<p>この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。当行がやむを得ないと認めてこの預金を満期日前に解約する場合は、預入期間に応じ、以下の中途解約利率により計算した利息から税金を差し引いた金額とともに元本金額を払い戻します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・預入日から解約日までの経過期間が1ヵ月未満の場合:解約日における普通預金の利率 ・預入日から解約日までの経過期間が1ヵ月以上の場合:約定利率×70% <p>※上記「普通預金の利率」は、パワーフレックス口座の円普通預金の適用利率のうち、ステップアッププログラム「スタンダード」ステージの金額階層『100万円未満』に適用される利率とします。具体的な利率については、当行ホームページに掲載の金利表でご確認いただけます。</p>
9. 預金保険	<p>預金保険の保護対象です。この預金は「決済用預金」ではありませんので、お客さまが当行にお預け入れの他の定額保護預金と合算して、元本 1,000 万円までとその利息のみが保護されます。</p>
10. 当行が契約する指定銀行業務紛争解決機関	<p>お取引についてのトラブルなどは、金融ADR制度により指定された紛争解決機関における苦情処理・紛争解決の枠組みのご利用が可能です。金融ADR制度とは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続きをいいます。</p> <p>一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772</p>
11. 税金	<ul style="list-style-type: none"> ● 利息 :源泉分離課税(国税15.315%、地方税5%)として課税されます。詳しくは、お客さまご自身で公認会計士や税理士にご相談ください。 ● マル優のお取り扱いはできません。
12. 当座貸越サービス	<p>この預金は、「パワーフレックス口座円貨預金規定」で定める当座貸越にかかる担保預金の対象です。</p>
13. 取扱銀行	<p>株式会社SBI新生銀行 東京都中央区日本橋室町2-4-3</p>
14. お問い合わせ先	<p>この書面をよくお読みいただき、ご不明な点等がございましたら、店頭またはパワーコール ☎0120-456-860までお問い合わせください。</p>